

ワーキンググループの設置について（案）

令和 2 年 5 月 日
文化審議会国語分科会
日本語教育小委員会決定

1 ワーキンググループの設置

「小委員会の設置について」(令和 2 年 5 月 日文化審議会国語分科会長決定) 2 の規定に基づき, 日本語教育小委員会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを置き, ワーキンググループの作業事項は, 同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	作業事項
「日本語能力の判定基準」等に関する ワーキンググループ	(1) 日本語能力の判定基準及び評価の 在り方の検討について (2) その他
「生活者としての外国人」のための 「標準的なカリキュラム案」の改定に関する ワーキンググループ	(1) 「「生活者としての外国人」に対す る日本語教育の標準的なカリキュラ ム案について」の改定に向けた検討 について (2) その他

2 ワーキンググループの構成

- (1) 各ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は, 日本語教育小委員会の主査が指名する。主査は, 必要に応じ, 委員・臨時委員以外の外部有識者を協力者として参加させることができる。
- (2) 各ワーキンググループに, 座長を置き, 当該ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選により選任する。
- (3) その他, ワーキンググループの運営に関し, 必要な事項は, 日本語教育小委員会が定める。

3 議事の公開

- (1) ワーキンググループの議事は原則公開とし, 議事録を作成し, これを公開するものとする。
- (2) ワーキンググループの作業経過及び作業結果は, ワーキンググループの座長が日本語教育小委員会に適宜報告する。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（20期）

「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループ名簿（案）

（敬称略・五十音順）

しま だ 島 田 めぐみ 日本大学大学院総合社会情報研究科教授

ね ぎし まさ し 根 岸 雅 史 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授

ま しま じゅん こ 眞 嶋 潤 子 国立大学法人大阪大学教授

協力者： い とう すけ ろう 伊 東 祐 郎 公立大学法人国際教養大学専門職大学院教授

協力者： さくら い ち ほ 櫻 井 千 穂 国立大学法人広島大学大学院准教授

協力者： なが ぬま なお ゆき 長 沼 君 主 東海大学教授

協力者： の ぐち ひろ ゆき 野 口 裕 之 国立大学法人名古屋大学名誉教授

協力者： は え ばら とも かず 南風原 朝 和 国立大学法人東京大学名誉教授

「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の

改定に関するワーキンググループ名簿（案）

（敬称略・五十音順）

いし い えり こ 石 井 恵理子 東京女子大学教授

と だ さ わ 戸 田 佐 和 公益社団法人国際日本語普及協会専務理事

まつ おか よう こ 松 岡 洋 子 国立大学法人岩手大学教授

協力者： い せき す が こ 夷 石 寿賀子 独立行政法人国際交流基金日本語国際センター専任講師

協力者： せん だ たけ し 仙 田 武 司 公益財団法人しまね国際センター多文化共生推進課長

協力者： ど い よし ひこ 土 井 佳 彦 NPO 法人多文化共生リソースセンター東海代表理事

協力者： ヤン・ジョンヨン 群馬県立女子大学専任講師

日本語能力の判定基準に関するワーキンググループ（案）

経 緯

平成25年に、日本語教育小委員会に設置された「論点整理に関するワーキンググループ」が取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」において、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の検討材料として論点が11に整理された。論点3として「日本語教育の標準と日本語能力の判定基準について」が示された。このうち「日本語教育の標準」については、第19期日本語教育小委員会において検討を行い、「日本語教育の参照枠」の一次報告案が作成されている。

現状と課題

外国人の日本語能力を判定する方法として国内外で様々な試験が実施され、個々の指標に基づき、レベルや判定基準等が設定されているが、学習・教育内容の多様化が進む中、各試験が判定する日本語能力についての共通の指標を整備し、利用できるようにすることが必要となっている。

目 的

国内外の日本語学習者が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「日本語教育の参照枠」の考え方にに基づき、外国人の日本語能力の判定基準及び評価の在り方について検討を行い、令和2年度末に二次報告を取りまとめる。

方 法

- ・ 日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を行う。
- ・ 令和元年度に示された「日本語教育の参照枠」一次報告案に続く二次報告として作成する。

検討事項（案）

- （1）開発した Can-do の検証方法に関するガイドラインの策定について
- （2）「日本語教育の参照枠」における評価の考え方について
- （3）既存の日本語の試験と「日本語教育の参照枠」との紐付け方法について
- （4）社会で活用される日本語能力を判定する試験に求められる要素について

「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の 改定に関するワーキンググループ（案）

経 緯

平成 22 年に国語分科会において「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」（以下、「標準的なカリキュラム案」という。）が取りまとめられた。そして、平成 25 年に日本語教育小委員会に設置された「論点整理に関するワーキンググループ」が取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」において、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の検討材料として論点が 11 に整理された。この論点 4 として「カリキュラム案等の活用について」が示されている。

現状と課題

- ・ 国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、国語分科会で策定された「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」が活用されているが、日本語の熟達度を示すレベルや言語活動別の詳細な能力記述は示されていない。
- ・ 「標準的なカリキュラム案」に示された「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」について、社会状況の変化に鑑み、見直しを含めた検討が必要である。

目 的

- ・ 「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、自立した言語使用者として生活できるようにするため、「標準的なカリキュラム案」の改定を行う。

方 法

- ・ 日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を行う。
- ・ 審議における参考として調査研究を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。

検討事項（案）

- （ 1 ）「標準的なカリキュラム案」におけるレベルについて
- （ 2 ）「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例について
- （ 3 ）「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素について
- （ 4 ）「標準的なカリキュラム案」Can-do の作成について